特別養護老人ホーム　愛泉園
（多床室）

利用料金表

令和4年10月1日～適用

利用者負担段階	本人・世帯の収入所得	預貯金等	保険適用																保険外				利用者月額（1割負担）（A＋D）（高額介護を適用した場合）注）課税所得380万円（年収約770万円以上の方は除く）	利用者月額（2割負担）（B＋D）（高額介護を適用した場合）注）課税所得380万円（年収約770万円以上の方は除く）	利用者月額（3割負担）（C＋D）（高額介護を適用した場合）注）課税所得380万円（年収約770万円以上の方は除く）
				施設介護サービス費①	栄養ケアマネ強化加算（1日当り）②	個別機能訓練加算（Ⅰ）（1日当り）③	個別機能訓練加算（Ⅱ）（1月当り）④	日常生活継続支援加算（Ⅰ）（1日当り）⑤	看護体制加算（Ⅰ）ロ（1日当り）⑥	夜勤職員配置加算（Ⅰ）ロ（1日当り）⑦	科学的介護推進体制加算（Ⅱ）（1月当り）⑧	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（31日利用の場合）⑨	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（31日利用の場合）⑩	ベースアップ等支援加算（31日利用の場合）⑪	月合計（月：31日）①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪	利用者負担（1割負担）（A）	利用者負担（2割負担）（B）	利用者負担（3割負担）（C）	食費	居住費	合計	月合計月：31日（D）			
1段階	・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 ・生活保護を受給している方	預貯金等が単身1，000万円、夫婦2，000万円以内	介護1	5,730	110	120	200	360	40	130	50	16,720	5,439	3,223	226,821	22,682			300	0	300	9,300	24,300		
			介護2	6,410								18,469	6,008	3,560	250,558	25,056							24,300		
			介護3	7,120								20,296	6,602	3,912	275,341	27,534							24,300		
			介護4	7,800								22,046	7,171	4,250	299,077	29,908							24,300		
			介護5	8,470								23,770	7,732	4,582	322,464	32,246							24,300		
2段階	・世帯全員が住民税非課税で、公的年金等に係る雑所得を除いた合計所得金額と課税年金収入額、非課税年金（障害年金、遺族年金）収入額の合計額が80万円以下の方	預貯金等が単身650万円、夫婦1，650万円以内	介護1	5,730	110	120	200	360	40	130	50	16,720	5,439	3,223	226,821	22,682			390	370	760	23,560	38,560		
			介護2	6,410								18,469	6,008	3,560	250,558	25,056							38,560		
			介護3	7,120								20,296	6,602	3,912	275,341	27,534							38,560		
			介護4	7,800								22,046	7,171	4,250	299,077	29,908							38,560		
			介護5	8,470								23,770	7,732	4,582	322,464	32,246							38,560		
3段階①	・世帯全員が住民税非課税で、公的年金等に係る雑所得を除いた合計所得金額と課税年金収入額、非課税年金（障害年金、遺族年金）収入額の合計額が80万円超120万円以下の方	預貯金等が単身550万円、夫婦1，550万円以内	介護1	5,730	110	120	200	360	40	130	50	16,720	5439	3223	226,821	22,682			650	370	1,020	31,620	54,302		
			介護2	6,410								18,469	6008	3560	250,558	25,056							56,220		
			介護3	7,120								20,296	6602	3912	275,341	27,534							56,220		
			介護4	7,800								22,046	7171	4250	299,077	29,908							56,220		
			介護5	8,470								23,770	7732	4582	322,464	32,246							56,220		
3段階②	・世帯全員が住民税非課税で、公的年金等に係る雑所得を除いた合計所得金額と課税年金収入額、非課税年金（障害年金、遺族年金）収入額の合計額が120万円超の方	預貯金等が単身500万円、夫婦1，500万円以内	介護1	5,730	110	120	200	360	40	130	50	16,720	5439	3223	226,821	22,682			1,360	370	1,730	53,630	76,312		
			介護2	6,410								18,469	6008	3560	250,558	25,056							78,230		
			介護3	7,120								20,296	6602	3912	275,341	27,534							78,230		
			介護4	7,800								22,046	7171	4250	299,077	29,908							78,230		
			介護5	8,470								23,770	7732	4582	322,464	32,246							78,230		
4段階	・ 上記以外の方	・ 上記以外の方	介護1	5,730	110	120	200	360	40	130	50	16,720	5439	3223	226,821	22,682	45,364	68,046	1,445	855	2,300	71,300	93,982	115,700	115,700
			介護2	6,410								18,469	6008	3560	250,558	25,056	50,112	75,167					96,356	115,700	115,700
			介護3	7,120								20,296	6602	3912	275,341	27,534	55,068	82,602					98,834	115,700	115,700
			介護4	7,800								22,046	7171	4250	299,077	29,908	59,815	89,723					101,208	115,700	115,700
			介護5	8,470								23,770	7732	4582	322,464	32,246	64,493	96,739					103,546	115,700	115,700

①施設介護サービス費・・・・・・・・・・・・・・・・基本料金です。
②栄養ケアマネ強化加算・・・・・・・・・・・・・・・栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行い栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し情報を活用した場合に算定します。
③個別機能訓練加算（Ⅰ）・・・・・・・・・・・・・・配置された機能訓練指導員が個別に計画を作成し計画の範囲で必要に応じて機能訓練指導を行った場合に算定します。
④個別機能訓練加算（Ⅱ）・・・・・・・・・・・・・個別機能訓練加算（Ⅰ）を取り組み、計画書等を厚生労働省に提出しサービス提供にあたり情報を活用した場合に算定します。
⑤日常生活継続支援加算（Ⅰ）・・・・・・・・・認知症高齢者等が一定割合以上入所しており一定割合以上の介護福祉士を配置している場合に算定します。
⑥看護体制加算（Ⅰ）ロ・・・・・・・・・・・・・・・常勤の看護師を1名以上配置している場合に算定します。
⑦夜勤職員配置加算（Ⅰ）ロ・・・・・・・・・・・配置基準以上の夜勤者（4名以上）を配置している場合算定します。
⑧科学的介護推進体制加算（Ⅱ）・・・・・・・日常生活動作値、栄養状態、口腔機能、疾病の状況、認知症の状況等の心身状態に係る基本的な情報を厚生労働省に提出しサービス提供にあたり情報を活用した場合に算定します。
⑨介護職員処遇改善加算（Ⅰ）・・・・・・・・・介護サービスに従事する介護職員の処遇改善を目的介護保険適用額の8.3%を算定します。
⑩介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）・・・技能・経験のある介護職員等の処遇改善を目的に介護保険適用額の2.7%を算定します。
⑪ベースアップ等支援加算・・・・・・・・・・・・介護サービスに従事する介護職員の処遇改善を目的介護保険適用額の1.6%を算定します。

※　上記とは別に状況に応じて算定する加算がありますので詳細は重要事項説明書をご覧ください。